

岩手県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱

1. 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下、「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定する。

認定資格研修は、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者等が、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

2. 実施内容

(1) 研修対象者

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(2) 研修項目・科目及び研修時間数等

研修項目、科目及び研修時間数等は、別紙のとおりとし、研修日程等は、岩手県立生涯学習推進センター所長（以下、「センター所長」という。）が定めるところによる。

(3) 科目の一部免除

研修対象者が、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除する。

① 基準第 10 条第 3 項第 1 号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

② 基準第 10 条第 3 項第 2 号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

③ 基準第 10 条第 3 項第 4 号に規定する教諭となる資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達」

(4) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いに

については、既に履修したものとみなす。この場合において、子ども子育て支援室長（以下、「室長」という。）は、放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書（様式第1号－①）による受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。

（5）修了の認定・修了証の交付

室長は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（様式第2号－①）及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）」（様式第2号－②）を交付する。なお、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する見込みの者が研修を修了した場合、室長は該当者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当したことを確認した後、修了証を発行する。

3. 実施手続

（1）受講の申込み及び受講資格等の確認

受講希望者は、受講の申込みをするに当たっては、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由して、当該市町村を所管する広域振興局長（児童福祉担当部局）に別に定める様式による受講申込書及び基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等であることを証する書類（以下、「受講申込書等」という。）を提出するものとする。

市町村は、受講申込書等を当該市町村を所管する県広域振興局長（児童福祉担当部局）に提出するに当たっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第10条第3項の各号のいずれに該当する者等であることについて、確実にその確認を行うこととする。

4. 認定等事務

（1）認定者名簿の作成

室長は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号を記載した「岩手県放課後児童支援員認定者名簿」を作成する。

（2）修了証の再交付等

認定を受けた者は、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じた場合、又は修了証を紛失（又は汚損）した場合は、放課後児童支援員認定者名簿記載内容変更届（様式第3号）又は放課後児童支援員認定資格研修修了証再交

付申請書（様式第4号）により届け出ることとし、室長は、届出に基づき、認定者名簿を更新するとともに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

（3）認定の取消

室長は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合
- ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

5. 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び研修中の宿泊費については、受講者が負担するものとする。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、センター所長が室長と協議して定める。

附則1 この要綱は、平成27年5月22日から施行し、平成27年度の認定資格研修から適用する。

2 この要綱の施行の日から平成32年3月31日までの間においては、2.(1)中「従事しようとする者」とあるのは「従事しようとする者又は従事している者」とする。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成27年度の認定資格研修から適用する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の認定資格研修から適用する。

放課後児童支援員に係る岩手県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計24時間（16科目）

(様式第 1 号：用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名
年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）第 1 0 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

岩手県知事

(注) この修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の 3 月 3 1 日までです。

(様式第1号-①：用紙規格は日本産業規格A4縦型)

放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書

申請者住所：

氏 名：

電話番号：

電子メールアドレス：

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修の一部を受講したことを証明願います。

岩手県認定資格研修科目

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携
- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

※証明を申請する科目の□に✓を記入する。

(様式第2号-①：用紙規格は日本産業規格A4縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏名
年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働
省令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日 年 月 日
発行年月日 年 月 日

岩手県知事

(様式第2号-②)

第○○○○○○○○号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日 年 月 日

発行年月日 年 月 日

岩手県知事

(様式第3号)

放課後児童支援員認定者名簿記載内容変更届

岩手県知事 様

令和 年 月 日

[届出者]

住 所	〒 -
(ふりがな) 氏 名	⑩ (申請者自署の場合は押印不用)
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日
連 絡 先	
修了番号	

岩手県放課後児童支援員認定者名簿の登録情報に変更がありましたので、下記のとおり届出します。また、個人情報の取扱いについて同意します。

記

項目	変更前	変更後
ふりがな 氏 名		
住 所	〒	〒
自宅電話		
携帯電話		
そ の 他		

※1 変更内容が確認できる公的機関発行の証明書の写しを添付してください。(戸籍個人事項証明書、住民票の写し等)

※2 氏名が変更になった場合は、放課後児童支援員認定資格研修修了証(A4サイズ、携帯用の両方)を添付してください。

(様式第3号)

※3 個人情報の取扱いについて

- (1) 本届出に記載いただいた情報は、岩手県において放課後児童支援員認定資格研修に関する業務に使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び地方自治体間の相互の利用・提供のために使用します。
- (2) 本届出に記載いただいた情報は、上記以外、原則として第三者には開示しません。ただし、法律上開示するべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

【提出方法】

郵送の際は、封筒の表に赤字で「変更届在中」と明記してください。

(提出先)

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 子育て支援担当 あて

(問合せ先)

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室子育て支援担当

電話番号：019-629-5460 (直通)

F A X : 019-629-5464

E-Mail : AD0007@pref.iwate.jp

(様式第4号)

放課後児童支援員認定資格研修修了証再交付申請書

岩手県知事 様

令和 年 月 日

[届出者]

住 所	〒 -
(ふりがな) 氏 名	⑩ (申請者自署の場合は押印不用)
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日
連 絡 先	

放課後児童支援員認定資格研修修了証を再発行していただきたく、下記のとおり申請します。また、個人情報の取扱いについて同意します。

記

項 目	内 容
氏 名	
住 所	〒
連絡先	
再交付の理由 ※1	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> A4サイズ <input type="checkbox"/> 携帯用
受講年度・会場	(平成・令和) 年度 ・ 会場

※1 再交付申請の内容欄には、紛失、汚損に至った理由を具体的に記載すること。
また、汚損の場合は、修了証の原本を添付すること。

(様式第4号)

※2 個人情報の取扱いについて

- (1) 本届出に記載いただいた情報は、岩手県において放課後児童支援員認定資格研修に関する業務に使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び地方自治体間の相互の利用・提供のために使用します。
- (2) 本届出に記載いただいた情報は、上記以外、原則として第三者には開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

【提出方法】

郵送の際は、封筒の表に赤字で「再交付申請書在中」と明記してください。

(提出先)

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 子育て支援担当 あて

(問合せ先)

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室子育て支援担当

電話番号：019-629-5460 (直通)

F A X : 019-629-5464

E-Mail : AD0007@pref.iwate.jp